

海老名市自主防災組織育成指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定及び海老名市地域防災計画に基づき、本市が行う自主防災組織の育成指導について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 海老名市地域防災計画に定める防災に関する市民の責務を全うするため、「自分たちの地域は、自分たちで守る。」という隣保協同の精神に基づき、自治会ごとに自発的に結成された組織をいう。
- (2) 育成指導 災害時等における自主防災組織の育成に関する指導及び防災対策の充実強化をいう。

(育成指導方針)

第3条 市長は、自主防災組織の自主性を尊重し、それぞれの地域の実情に応じた組織づくりを働きかけるものとし、災害時等に有効な活動ができるよう自主防災組織の育成指導を図るものとする。

(自主防災組織)

第4条 自治会長は、市民が災害時等において連帯感を持ち円滑に活動できるよう自治会を単位として、次に掲げる者で自主防災組織を結成するものとする。

- (1) 自主防災隊長（以下「隊長」という。）
- (2) 自主防災副隊長（以下「副隊長」という。）
- (3) 自主防災隊員（以下「隊員」という。）

- 2 自治会長は、別表第1のとおり自主防災隊（以下「隊」という。）を編成する。
ただし、自主防災組織が大規模な場合は、別表第2のとおり編成することができる。
- 3 隊の活動基準は、別表第3のとおりとする。

(隊長)

第5条 隊長は、自治会長をもって充てる。

2 隊長は、隊の活動を総括し、所隊の隊員を指揮監督する。

(副隊長)

第6条 副隊長は、副自治会長をもって充てる。

2 副隊長は、隊長を助け、隊長に事故があるときはその任務を代理する。

(分隊長)

第7条 分隊長は、隊長の命を受け、分隊の活動を掌理し、分隊に属する隊員を指揮監督する。

(副分隊長)

第8条 副分隊長は、分隊長を助け、分隊長の命を受け、分隊の活動を整理し、分隊長に事故があるときはその任務を代理する。

(班長)

第9条 班長は、隊長又は分隊長の命を受け、班の活動を掌理し、班に属する隊員(以下「班員」という。)を指揮監督する。

(副班長)

第10条 副班長は、班長を助け、班長の命を受け、班の活動を整理し、班長に事故があるときはその任務を代理する。

(班員)

第11条 班員は、班長の命を受け、班の活動に従事する。

(自主防災組織結成届出書の届出等)

第12条 自治会長は、第4条の規定により自主防災組織を結成し、隊を編成したときは、自主防災組織結成届出書(第1号様式)に自主防災隊編成名簿(第1号様式の2)を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、隊を分けて編成した場合は、第1号様式に自主防災隊編成(分隊)名簿(第1号様式の3)及び自主防災隊編成(分隊)名簿(継続用紙)(第1号様式の4)を添付する。

(隊編成の変更)

第13条 自治会長は、第4条第2項の規定により編成した隊に変更が生じたときは、自主防災隊編成変更届出書（第2号様式）に変更した第1号様式の2、第1号様式の3又は第1号様式の4を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

（自主防災訓練等）

第14条 隊長は、災害発生時の地域における初期対応の徹底を図るため、自発的な防災訓練（以下「自主防災訓練」という。）を1年に1回以上計画し、実施するものとする。

2 隊長は、自主防災訓練において、第18条に規定する補助金の交付を受けて購入した防災物品を活用するものとする。

3 自主防災組織は、必要に応じて市が主催する総合防災訓練等に参加し、又は協力するものとする。

（自主防災訓練実施計画書の提出等）

第15条 隊長は、前条第1項の規定により自主防災訓練を計画したときは、自主防災訓練実施計画書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により自主防災訓練実施計画書の提出があったときは、当該訓練が充実したものとなるよう計画及び実施に関して指導等を行うものとする。

（自主防災訓練実施結果報告書の提出）

第16条 隊長は、第14条第1項の規定により自主防災訓練を実施したときは、自主防災訓練実施結果報告書（第4号様式）を市長に提出するものとする。ただし、当該自主防災訓練に市から職員が派遣された場合は、当該報告書の提出は不要とする。

（防災指導員訓練等）

第17条 市長は、自主防災組織の育成指導及び防災意識の高揚を図るため、別に定める要綱により海老名市防災指導員を設置し、当該指導員に対し防災に関する訓練等を行うものとする。

（防災物品の補助）

第18条 市長は、自主防災組織の育成指導及び防災意識の高揚を図るため、別に定める要綱により防災物品の購入費用を補助するものとする。

(一時避難場所の選定及び申請)

第19条 隊長は、災害時等において市民の身体を一時的に危険から保護し、又は市民が一团となって広域避難場所若しくは避難所等に避難する場合に集合する場所（以下「一時避難場所」という。）として市民の身近にある公園、神社、空き地等を選定することができるものとする。

2 隊長は、前項の一時避難場所を選定した場合又は一時避難場所として認定を受けた場所を解除する場合は、一時避難場所申請書（第5号様式）により市長に申請するものとする。

(一時避難場所の認定等)

第20条 市長は、前条第2項の規定により一時避難場所を選定した場合の申請があり、申請された場所が一時避難場所として適当であると認めるときは、当該避難場所を一時避難場所として認定し、その旨を隊長に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定により一時避難場所として認定を受けた場所を解除する場合の申請があったときは、認定を取り消し、その旨を隊長に通知するものとする。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月20日から施行する。

《平成10年4月1日・制定》

《平成24年4月1日・一部改正》

《平成25年4月1日・全部改正》

《平成27年4月1日・一部改正》

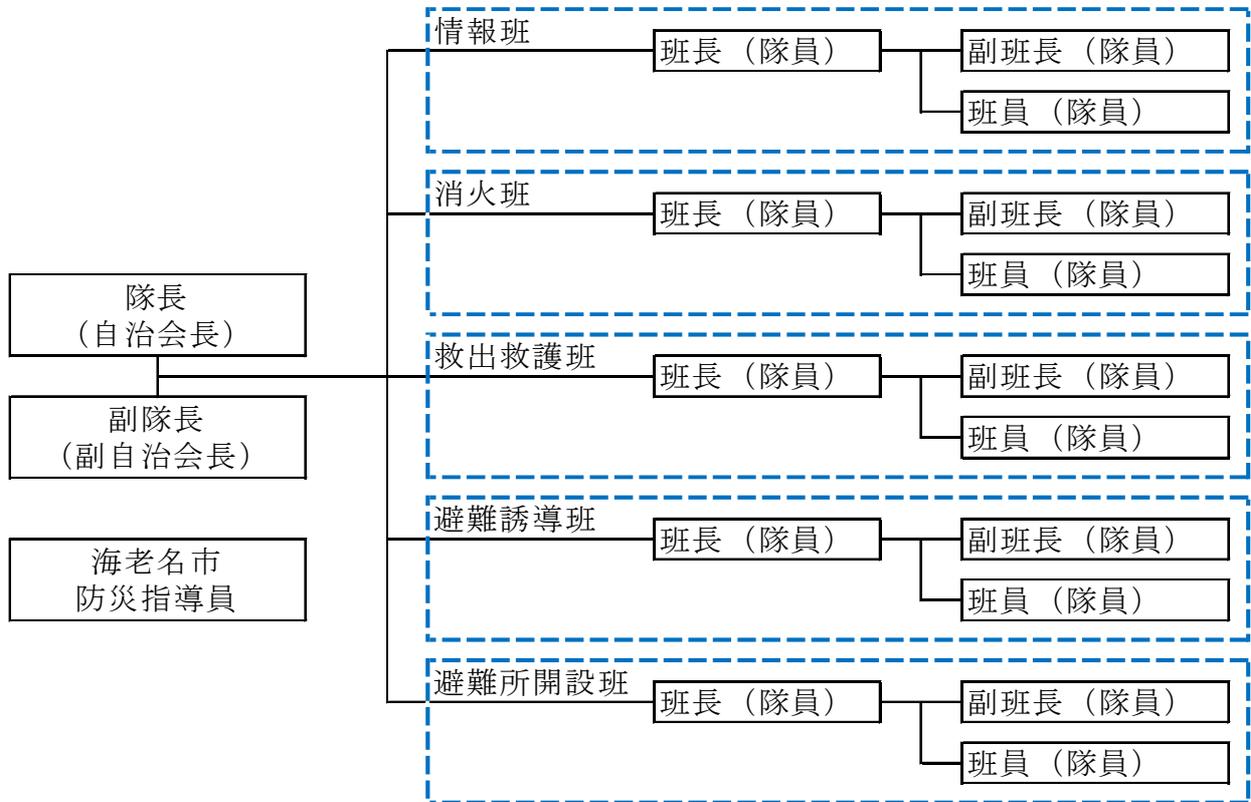
《平成29年4月1日・一部改正》

《令和3年4月1日・一部改正》

《令和3年5月20日・一部改正》

別表第1（第4条関係）

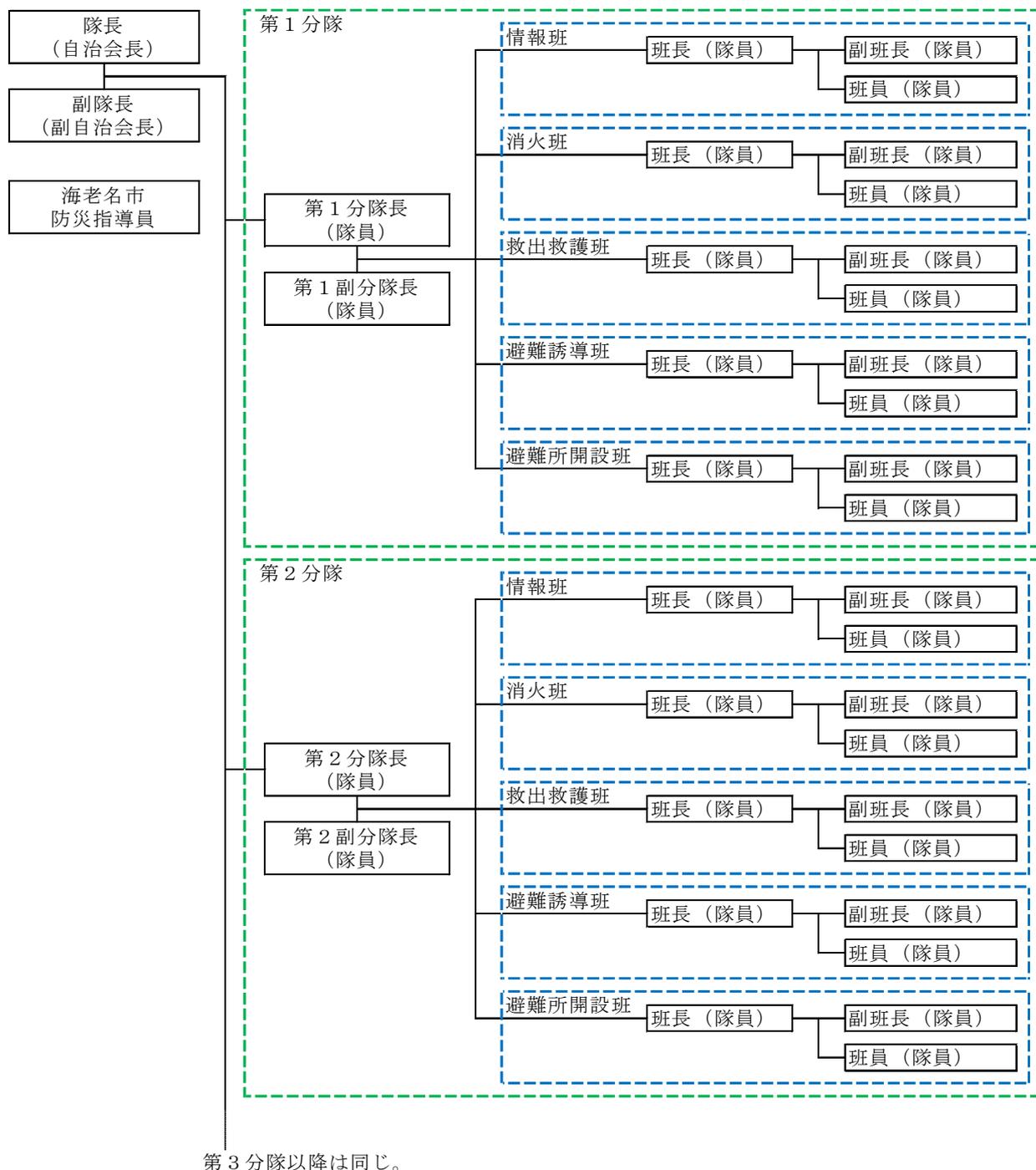
自主防災隊編成図



備考 海老名市防災指導員は、海老名市防災指導員設置要綱第9条の規定により自治会長が配置するものとする。

別表第2 (第4条関係)

自主防災隊(分隊)編成図



備考 海老名市防災指導員は、海老名市防災指導員設置要綱第9条の規定により自治会長が配置するものとする。

別表第3（第4条関係）

自主防災隊活動基準

1 自主防災隊の活動

(1) 防災対策等の普及

自主防災隊は、市と協力して市民に対し「自らの身は、自ら守る。」という自主防災の観点から、市民自らが実施する防災対策並びに家庭での予防、安全対策及び災害時行動として次に掲げる事項についての普及に努める。

- ア 3日分以上、推奨1週間分の飲料水・食料、トイレ袋、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持ち出し品（救急箱、常備薬、お薬手帳、ライト、ラジオ、乾電池等）の準備
- イ ペットを飼っている市民は、ペットの3日分以上、推奨1週間分の飲料水・ペットフード、ペットシート等の備蓄及びゲージ、首輪、リード、食器等の準備
- ウ 家屋の耐震診断及び耐震補強並びに家具の転倒防止、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防災対策、窓ガラスの飛散防止の実施等
- エ 消火器の設置、風呂の浴槽等への水の確保及び住宅用火災警報器の設置による火災予防対策
- オ 災害時の家族の連絡体制及び災害時の行動についてのルールづくり等

(2) 防災訓練の実施等

ア 自主防災隊は、災害が発生した場合、適切な行動が執れるよう日頃から繰り返し訓練を実施するように努める。また、訓練の実施に関しては、要配慮者、男女ニーズの違い等の男女双方の視点等に十分配慮する。

イ 自主防災隊は、災害発生時の初期対応の徹底を図るため、市民の1人でも多くの参画を呼び掛け、情報収集・伝達、消火、救出・救護、避難誘導及び避難所開設訓練を計画し、市の指導を受け、自らが取り組む実践的な訓練の実施に努める。

(3) 災害時等の活動

自主防災隊は、原則として次の場合において、編成された班を活用し、「自分たちの地域は、自分たちで守る。」という隣保共同の精神に基づき、市民と協力し、災害発生時の初期対応の徹底に努め、又は災害の発生に備えて災害警戒及び災害予防対策を図る。

ア 地震が発生した場合は、震度観測点（海老名市大谷）において、震度5弱以上の揺れを観測したときは、班長の命を受け、各班の活動に従事する。

イ 気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、各班で連絡を取り合い、活動に備える。

ウ 気象庁から気象警報等が発表されたときは、市長からの警戒レベル3 高齢者等避難又は警戒レベル4 避難指示若しくは警戒レベル5 緊急安全確保の発令に備え、自主防災隊の活動体制を執る。

エ その他市から自主防災隊への協力要請があった場合に、迅速に自主防災隊の活動体制が執れるよう連絡体制を確立しておく。

2 各班の活動

(1) 情報班

平常時の活動	<ul style="list-style-type: none">◎市への伝達手段に使用する避難所予定施設等に設置されている防災行政無線アンサーバック設備等の設置場所を把握するとともに、使用方法を習得する。◎市が行っている次の情報提供手段を把握するとともに、情報の取得方法又は登録方法を把握し、市民と情報を共有する。<ul style="list-style-type: none">○防災行政無線による放送○防災行政無線音声案内<ul style="list-style-type: none">・電話番号 046-235-1949（有料）○防災行政無線文字案内<ul style="list-style-type: none">・海老名市防災ホームページ・えびなメールサービス（登録が必要）○その他<ul style="list-style-type: none">・コミュニティFM（FMカオン 84.2MHz（海老名エフエム放送株式会社））・エリアメール及び緊急速報メール
災害時等の活動	<ul style="list-style-type: none">◎地域の被害状況を各班や市民の協力を得て、迅速かつ的確に収集し、避難所等に情報を集め、避難所開設班等と連携し、市に伝達する。◎市民が根拠や確証のないうわさに惑わされないように避難所等で収集している正確な情報や市からの防災行政無線による放送、音声案内（テレドーム）、文字案内（海老名市ホームページ、えびなメールサービス）、その他コミュニティFM等から収集した情報を市民（在宅被災者、車中避難者等）に伝達し、情報を共有する。◎市長から警戒レベル3 高齢者等避難又は警戒レベル4 避難指示若しくは警戒レベル5 緊急安全確保が発せられた場合は、迅速かつ円滑な避難ができるよう市民に情報を伝達する。◎その他班長の命により、各班を補助し、災害時等の活動に従事する。◎避難所予定施設が避難所として開設され、避難者主体の避難所運営が開始されたときは避難者の支援を行う。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の活動	<ul style="list-style-type: none">◎気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、情報班で連絡を取り合い、情報班としての活動に備える。◎テレビ、ラジオ等の情報又は市からの情報に注意する。

(2) 消火班

平常時の活動	<ul style="list-style-type: none">◎市又は地域で設置している街路消火器の設置場所、設置状況等を把握し、市民と情報を共有する。◎消火器の消火能力及び消火方法を把握する。◎消火器、バケツ等による消火に必要な技術等を習得する。
災害時等の活動	<ul style="list-style-type: none">◎各家庭の配線用遮断器（ブレーカー）の遮断（オフ）その他火の元の始末等、出火防止のための措置を執るよう市民に広報する。◎火災が発生した場合は、消火器、バケツ等を使用し、隣近所に協力を呼び掛け、初期消火に努める。◎その他班長の命により、各班を補助し、災害時等の活動に従事する。◎避難所予定施設が避難所として開設され、避難者主体の避難所運営が開始されたときは避難者の支援を行う。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の活動	<ul style="list-style-type: none">◎気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、消火班で連絡を取り合い、消火班としての活動に備える。◎テレビやラジオ等の情報又は市からの情報に注意する。

(3) 救出救護班

平常時の活動	<ul style="list-style-type: none">◎市又は地域で設置している防災備蓄倉庫に備蓄されている救出用資機材、担架等の使用方法を習得する。◎負傷箇所の応急手当方法や三角巾等を使用した包帯法の技術を習得する。◎毛布、シーツ等を使用した簡易担架の作成方法や負傷者等の簡易搬送法等を習得する。◎負傷者等を避難所予定施設や災害時医療関連施設等に搬送する手段を検討しておく。
災害時等の活動	<ul style="list-style-type: none">◎建物の倒壊などにより下敷きになった者が発生した場合は、隣近所の市民等に協力を呼び掛けるとともに、救出用資機材等を活用し、速やかな救出活動を実施する。◎負傷者に対して応急手当を実施するとともに、医師の治療が早急に必要な負傷者等は、災害時医療救護関連施設に搬送する。◎その他班長の命により、各班を補助し、災害時等の活動に従事する。◎避難所予定施設が避難所として開設され、避難者主体の避難所運営が開始されたときは避難者の支援を行う。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の活動	<ul style="list-style-type: none">◎気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、救出救護班で連絡を取り合い、救出救護班としての活動に備える。◎テレビ、ラジオ等の情報又は市からの情報に注意する。

(4) 避難誘導班

平常時の活動	<p>◎一時避難場所及び広域避難場所の機能並びに避難所予定施設、補完避難所予定施設、福祉避難所予定施設及び一時滞在所予定施設の機能を把握し、市民と情報を共有する。</p> <p>◎避難場所及び避難所予定施設は1か所だけでなく、数箇所把握し、市民と情報を共有する。また、避難経路についても複数検討するとともに、その経路にある危険箇所を把握し、市民と情報を共有する。</p>
災害時等の活動	<p>◎火災が発生し、更に延焼拡大し、地域にとどまることが危険な場合は、市民に広域避難場所に避難するよう呼び掛けるとともに、誘導を行う。</p> <p>◎家屋倒壊等により、そこにとどまることが危険な市民に対しては、避難所に避難するよう呼び掛けるとともに、誘導する。</p> <p>◎市長から警戒レベル3 高齢者等避難又は警戒レベル4 避難指示若しくは警戒レベル5 緊急安全確保が発せられた場合は、市民に周知を図り、迅速かつ円滑に避難場所又は避難所に誘導する。</p> <p>◎その他班長の命により、各班を補助し、災害時等の活動に従事する。</p> <p>◎避難所予定施設が避難所として開設され、避難者主体の避難所運営が開始されたときは避難者の支援を行う。</p>
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の活動	<p>◎気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、避難誘導班で連絡を取り合い、避難誘導班としての活動に備える。</p> <p>◎テレビ、ラジオ等の情報又は市からの情報に注意する。</p>

(5) 避難所開設班

平常時の活動	<ul style="list-style-type: none">◎海老名市避難所運営マニュアルを熟読し、避難所予定施設を避難所として開設する方法並びに避難者の受入れ及び対応、要配慮者への配慮等を理解し、各様式の記入方法なども確認する。◎避難所担当班職員又は学校避難所担当班教職員及び施設管理者と協力し、割り当てられた避難所予定施設の個別の避難所運営マニュアルの作成に努める。◎割り当てられた避難所予定施設等の施設の外観、内観、その周囲の平常時の状況を確認する。◎割り当てられた避難所予定施設等の避難所開設物品や、防災備蓄物品等を確認する。
災害時等の活動	<ul style="list-style-type: none">◎震度観測点（海老名市大谷）において震度5弱以上の揺れを観測したときは、割り当てられた避難所予定施設に参集し、避難所担当班職員、学校避難所担当班教職員及び施設管理者と協力して避難所開設チームを設立し、既に避難している者の対応や避難所予定施設の周囲、外観、内観等の安全確認を実施し、安全が確認できた時点で避難所として開設する。◎避難者を受付し、避難者登録票を世帯ごとに配付して避難者数を把握する。◎市からの情報や各班から収集した情報は、必要に応じて避難者に周知し、避難所内で共有する。◎その他隊長の命により、各班を補助し、災害時等の活動に従事する。◎避難所予定施設が避難所として開設され、避難者主体の避難所運営が開始されたときは避難者の支援を行う。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の活動	<ul style="list-style-type: none">◎気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、避難所開設班で連絡を取り合い、割り当てられた避難所予定施設に参集できるように備える。◎テレビ、ラジオ等の情報又は市からの情報に注意する。

第1号様式（第12条関係）

_____年__月__日

海老名市長 殿

自治会名_____自治会

自治会長名_____

自主防災組織結成届出書

_____自治会は、自主防災組織を結成しましたので、次のとおり自主防災隊を編成し、届け出ます。

自主防災隊名称	備考1参照	自主防災隊
構成世帯数	備考2参照	世帯
分 隊 数	備考3参照	分隊
情 報 班	備考4参照	人
消 火 班	備考4参照	人
救 出 救 護 班	備考4参照	人
避 難 誘 導 班	備考4参照	人
避 難 所 開 設 班	備考4参照	人
添 付 書 類	添付する書類にレ印を付してください。 <input type="checkbox"/> 第1号様式の2 自主防災隊編成名簿 <input type="checkbox"/> 第1号様式の3 自主防災隊編成（分隊）名簿 <input type="checkbox"/> 第1号様式の4 自主防災隊編成（分隊）名簿（継続用紙） <input type="checkbox"/>	

備考

- 「自主防災隊名称」の項は、自治会名を記載してください。
- 「構成世帯数」の項は、自主防災隊を構成している世帯数を記載してください。ただし、自主防災隊を分けて編成した場合は、各分隊を構成している世帯数の合計を記載してください。
- 「分隊数」の項は、自主防災隊を分けて編成した場合のみ、その分隊の数を記載してください。
- 「情報班」の項から「避難所開設班」の項までは、班長及び副班長を記載してください。なお、自主防災隊を分けて編成した場合は、各分隊の班長及び副班長の合計を記載してください。

第1号様式の2（第12条及び第13条関係）

自主防災隊編成名簿

任務	氏名	住所	連絡先
隊長 (自治会長)			
副隊長 (副自治会長)			

任務	氏名	住所	連絡先
防災指導員			
防災指導員			

_____世帯

任務	氏名	住所	連絡先
情報班	班長		
	副班長		
消火班	班長		
	副班長		
救出救護班	班長		
	副班長		
避難誘導班	班長		
	副班長		
避難所開設班	班長		
	副班長		

第1号様式の3（第12条及び第13条関係）

自主防災隊編成（分隊）名簿

任務	氏名	住所	連絡先
隊長 （自治会長）			
副隊長 （副自治会長）			

任務	氏名	住所	連絡先
防災指導員			
防災指導員			

第1分隊 _____世帯

任務	氏名	住所	連絡先
分隊長			
副分隊長			
情報班	班長		
	副班長		
消火班	班長		
	副班長		
救出救護班	班長		
	副班長		
避難誘導班	班長		
	副班長		
避難所開設班	班長		
	副班長		

第1号様式の4（第12条及び第13条関係）

自主防災隊編成（分隊）名簿（継続用紙）

第____分隊 _____世帯

任務		氏名	住所	連絡先
分隊長				
副分隊長				
情報班	班長			
	副班長			
消火班	班長			
	副班長			
救出救護班	班長			
	副班長			
避難誘導班	班長			
	副班長			
避難所開設班	班長			
	副班長			

第____分隊 _____世帯

任務		氏名	住所	連絡先
分隊長				
副分隊長				
情報班	班長			
	副班長			
消火班	班長			
	副班長			
救出救護班	班長			
	副班長			
避難誘導班	班長			
	副班長			
避難所開設班	班長			
	副班長			

_____年__月__日

海老名市長 殿

自治会名_____自治会

自治会長名_____

自主防災隊編成変更届出書

自主防災隊の編成を次のとおり変更しましたので届け出ます。

構成世帯数	変更が生じた場合は、記入してください。	世帯
分隊数	変更が生じた場合は、記入してください。	分隊
情報班	変更が生じた場合は、記入してください。	人
消火班	変更が生じた場合は、記入してください。	人
救出救護班	変更が生じた場合は、記入してください。	人
避難誘導班	変更が生じた場合は、記入してください。	人
避難所開設班	変更が生じた場合は、記入してください。	人
添付書類	添付する書類にレ印を付してください。 <input type="checkbox"/> 第1号様式の2 自主防災隊編成名簿 <input type="checkbox"/> 第1号様式の3 自主防災隊編成（分隊）名簿 <input type="checkbox"/> 第1号様式の4 自主防災隊編成（分隊）名簿（継続用紙） <input type="checkbox"/>	

備考 添付書類は、変更が生じた様式のみ添付してください。

第3号様式（第15条関係）

_____年__月__日

海老名市長 殿

自主防災隊名（自治会名）_____自主防災隊

自主防災隊長名（自治会長名）_____

自主防災訓練実施計画書

自主防災訓練を次のとおり計画しましたので提出します。

日時	年 月 日 () : ~ :		
訓練会場の名称		所在地	
訓練担当者氏名		連絡先	
訓練参加予定人数	約 _____人程度参加予定		
訓練項目	訓練概要	訓練計画指導等	
計画した訓練項目にレ印を付してください。	計画したものを○で囲み、その他必要事項を記載してください。必要に応じて別途添付してください。	訓練計画に係る指導、連絡調整等を危機管理課職員が記載させていただきます。	
<input type="checkbox"/> 情報伝達訓練			
<input type="checkbox"/> 消火訓練	水消火器・粉末消火器・バケツリレー・その他		
<input type="checkbox"/> 救出救護訓練	搬送法・包帯法・心肺蘇生法・AED・その他		
<input type="checkbox"/> 避難訓練			
<input type="checkbox"/> 避難所開設訓練			
<input type="checkbox"/> 給食訓練			
<input type="checkbox"/> 給水訓練			
<input type="checkbox"/> 体験等	震度・煙・県総合防災センター・防災講話・防災ビデオ・その他		
<input type="checkbox"/> その他			
※職員の派遣を（必要・不要）とします。 ※雨天時等により訓練を（中止・延期・縮小）する場合は、訓練開始時間のおおむね2時間前の__時__分に決定し、消防本部（231-0355）に連絡します。			

備考

- 1 太枠内のみを記入してください。計画するに当たり、不明な点等は危機管理課までお問合せください。
- 2 災害が発生したとき又は気象警報が発表されたときは、訓練を中止させていただく場合があります。
- 3 訓練当日に訓練の順番をやむを得ず変更する場合があります。
- 4 訓練に関する連絡先
 - (1) 平日（午前8時30分から午後5時15分まで）危機管理課 ☎235-4790
 - (2) 土日祝 消防本部 ☎231-0355

_____年__月__日

海老名市長 殿

自主防災隊名（自治会名）_____自主防災隊

自主防災隊長名（自治会長名）_____

自主防災訓練実施結果報告書

自主防災訓練を次のとおり実施しましたので結果を報告します。

訓練日時	年 月 日 () : ~ :			
訓練会場名称				
訓練参加人員	自主防災隊	人	分隊	
	防災指導員	人	女性防火推進員 人	
	消防団	人		
訓練内容	<input type="checkbox"/> 情報伝達訓練	人		
	<input type="checkbox"/> 消火訓練	<input type="checkbox"/> 粉末消火器	人	<input type="checkbox"/> 水消火器 人
		<input type="checkbox"/> バケツリレー	人	
		<input type="checkbox"/> その他		
	<input type="checkbox"/> 救出救護訓練	<input type="checkbox"/> 搬送法	人	<input type="checkbox"/> 包帯法 人
		<input type="checkbox"/> 心肺蘇生法	人	<input type="checkbox"/> A E D 取扱い 人
		<input type="checkbox"/> その他		
	<input type="checkbox"/> 避難訓練	人		
	<input type="checkbox"/> 避難所開設訓練	人		
	<input type="checkbox"/> 給食訓練	人		
<input type="checkbox"/> 給水訓練	人			
<input type="checkbox"/> 体験等	<input type="checkbox"/> 震度	人	<input type="checkbox"/> 煙 人	
	<input type="checkbox"/> 防災講話	人	<input type="checkbox"/> 防災ビデオ 人	
	<input type="checkbox"/> 県総合防災センター	人		
	<input type="checkbox"/> 消火体験	人	<input type="checkbox"/> 震度体験 人	
	<input type="checkbox"/> 煙体験	人	<input type="checkbox"/> 風水害体験 人	
<input type="checkbox"/> その他 ()	人			
<input type="checkbox"/> その他				

_____年____月____日

海老名市長 殿

自主防災隊名（自治会名） _____自主防災隊

自主防災隊長名（自治会長名） _____

一時避難場所申請書

このことについて、下記のとおり申請します。

記

1	認定・解除の別	認定 ・ 解除
	名 称	
	所 在 地	
	看板設置の可否	可 ・ 否

2	認定・解除の別	認定 ・ 解除
	名 称	
	所 在 地	
	看板設置の可否	可 ・ 否

備考

- 1 申請する場所の所有者が海老名市以外の場合は、申請前に必ず所有者と調整を行ってください。
- 2 申請の際は、看板の設置の可否を確認してください。